



令和2年4月8日

一般社団法人
全国住宅産業協会 会長 様

東京都主税局総務部広報担当課長

東京都主税局資産税部固定資産税課長

緊急事態宣言に伴う都税事務所等の対応について(周知依頼)

平素より、東京都の税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴い都税事務所等における窓口業務体制を縮小いたしますので、別添のとおりご案内いたします。

お手数をお掛けいたしますが、会員の皆様への周知をお願い申し上げます。

【担当】

(都税の広報に関する問合せ先)

総務部総務課相談広報班 藤原、清水

電話：03-5388-2924

(固定資産税の窓口業務に関する問合せ先)

資産税部固定資産税課固定資産税班 沼田

電話：03-5388-3007

令和2年4月8日

緊急事態宣言に伴う都税事務所等の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴い、東京都主税局においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都税事務所等における窓口業務体制を縮小することとしましたのでお知らせします。

その間ご不便をおかけしますが、ご来所いただくなくても可能なお手続きにつきましては、郵送や電子申告等を積極的にご利用くださいますようお願いいたします。

1 縮小内容

都税事務所等の窓口における人員を通常時の2割程度にします。

2 縮小期間

令和2年4月8日から緊急事態宣言解除までの間

3 窓口以外の受付方法

- 都税に係る証明書等の発行
 - ・ 都税証明郵送受付センターに郵送（〒112-8787 文京区春日 1-16-21）
- 税務申告等
 - ・ 電子申告（eL TAX）
 - ・ 所管都税事務所に郵送
- 都税の納付
 - ・ インターネットバンキング・モバイルバンキング
 - ・ クレジットカード納付
 - ・ 口座振替
 - ・ 電子納税（eL TAX）等
- お問い合わせ
 - ・ 所管都税事務所に電話

※ 詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>



なお、お手続きには通常よりもお時間をいただく場合がございますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。